

固定資産税に係る届出について

固定資産税は、毎年1月1日現在を基準として課税されます。

土地や建物の利用状況に変更があった場合は、不動産登記法により法務局での手続きが必要となりますが、不動産登記の手続きがされていない場合は、必ず市役所へ連絡をお願いします。

【土地の利用状況が変更になったとき】

次の例のように利用状況を変更した場合は、市役所へ必ず連絡をお願いします。

- ・住宅を解体して駐車場などにした
- ・山林を伐採して太陽光発電設備を設置した など

【家屋（居宅・物置・車庫・店舗・作業所等すべての建物）を新築・増築したとき】

家屋調査がお済みでない方は、お早めに下記までご連絡ください。

【家屋を取り壊したとき】

「建物滅失届」を市役所へ提出してください。提出されない場合、翌年度も固定資産税が課税されてしまうことがあります。また、登記されている場合は、法務局で滅失の手続きをしてください。

【未登記家屋の所有者に変更があったとき】

相続、売買などにより未登記家屋の所有者を変更した場合は、「家屋課税台帳の変更申告書」を市役所へ提出してください。

- *提出期限 令和2年12月28日（月）
- *提出先 税務徴収課または各支所
- *持参するもの 認印
- *その他 提出書類は提出窓口に備え付けてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

- 問** 本庁 税務徴収課資産税G ☎52-1111 内線234・235
 山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111
 緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

令和3年度小学校新入学児童に対する入学祝品の贈呈について

社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭（母子・父子家庭）で、令和3年4月に小学校に入学する児童に対して、入学祝品（学用品）を贈呈いたします。

祝品を希望する方は、令和3年1月6日（水）までに、下記の「入学祝品申込書」に必要事項を記入のうえ、こども課または各支所まで直接お申し込みください。

..... き り と り

入学祝品申込書

住所	〒		
保護者名			
児童名	(男・女)		
生年月日（児童）	平成	年	月 日
電話番号			

- ※本申込書の個人情報については、目的以外には一切使用しません。
- ※入学祝品は、申込数により決定しますが、ノートや鉛筆などの学用品を予定しています。

- 問** 社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会 ☎029-221-7505
 常陸大宮市母子寡婦福祉会 会長：福地 敏子 ☎52-3072

- 申込** 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線138
 山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111
 緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111